



# KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

## FM ちゅーピー「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談」課外版

FM ちゅーピーで毎週月曜日午後3時30分～放送中のラジオ番組「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談」のテーマを題材に、「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～」課外版を、2013年4月より毎月第3水曜日夕方に開催することになりました。

所長山下江がFM ちゅーピーで放送されたテーマをより詳しく説明し、質問やその他相談にお答えします。

去る4月17日、おかげさまで第1回を好評

のうちに終えることができました。

☞詳しくは山下江のブログ「なやみよまるく」  
>4/19「新形態！法律イベントスタート！！」

次回についての詳細は本紙4ページをご覧ください。



第1回なやみよまるく課外版 (2013/4/17)

## 弁護士 ON・OFF 第18回

## 弁護士 榎本 紀子

先日(3月16～18日)、事務所旅行で沖縄に行ってきました。私にとっては初めての事務所旅行、また中学生のときの家族旅行以来の沖縄ということでも楽しみにしていました(楽しみにしていた割には、前日に慌てて荷造りしたため、色々忘れ物をしてしまいましたが…)。

3月中旬の広島はまだまだ寒く、普段はコートも手放せない時期だったのですが、やはり南国沖縄は暖かく、昼間は半袖で過ごせるくらいで、寒がり・冷え性の私としては、その穏やかな気候だけで日頃の疲れの8割は癒やされました。

そんな今回の旅行の私の目的は、「美ら海(ちゅらうみ)水族館」に行くことでした。大阪生まれで(きれいな)海が身近になかったせいか、運動音痴でかなづちなせいか、子どもの頃から水族館でスイスイ泳ぐ魚には憧れがあり、ずっと眺めているのが好きです。大きな水槽で優雅に泳ぐジンベイザメや、色とりどりの鮮やかな魚や珍しい

深海魚、イルカショーなど、心ゆくまで海の生き物たちを観察し、ハッピーな気持ちになりました。

その他、きれいな海を眺めながらのんびり過したり、おいしい沖縄そばや紫芋アイスをいただいたり、普段は考えられないほど時間がゆったり流れるのを感じることができ、日頃の疲れはすっかり癒やされ、パワー満タンになって帰ってきました。

弁護士になって2年目で、仕事には心に余裕がなくなってくることもありますが、こうして元気をチャージできる時間はとても大切なと改めて感じた旅でした。



美ら海水族館の幻想的なクラゲ達



## 弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第18回

### インターネット上の契約について (2)

#### 電子署名

インターネット上においては、相手方と直接面談することがないことから、実在する企業や組織の名をかたらって、顧客の個人情報や財産を騙し取ろうとするいわゆる「フィッシング詐欺」が発生しています。これは送信元が詐称されたメールが原因ですから、送信元企業は「セキュリティ対策が不十分な企業」と認識されます。

こうした事態を防止するために、考案されたのが、電子署名です。すなわち、電子署名とは、電子商取引における相手方確認（同定）の一方法であり、「電子署名及び認証業務に関する法律」が制度を定めております。

#### 具体的仕組み

①まず、制度を利用しようとするX社が認証機関（ex 日本ベリサイン）に対し、電子証明書の発行を申請します。

②認証機関は、X社に電子証明書を発行します。

③X社は、電子証明書を使って、メールに電子署名を付けて、相手方Y社に送り契約を申し込みます。

④Y社は、電子署名・電子証明書により、発信元がX社であることを確認します。

こうしてY社は、送られてきたメールが、X社からのものに間違いのないことを確認できることとなります。

### トラブル例について

#### (1) 誹謗中傷行為

インターネット上での誹謗中傷行為については、通常不特定多数への公表となるので、名誉毀損を理由として、民事・刑事上の責任の追及ができます。また、記事掲載差止仮処分などの手を打つこともできます。



また、プロバイダーの責任を追求できる場合があります。これは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法)に規定されています。

プロバイダーの対被害者責任。プロバイダーは、送信防止措置を講ずることが技術的に可能で、かつ①他人の権利が侵害されていることを知っていたときか②違法情報の存在を知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき

でなければ、情報を削除しなくても、責任を問われません。

プロバイダーの対発信者責任。

プロバイダーは、講じた送信防止措置が必要な限度のものであり、かつ①他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときか②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信



者に連絡し、7日以内に反論がない場合であれば、情報を削除しても、責任を問われません。

被害者や発信者は、上記以外の場合であれば、プロバイダーに対し、その責任を追及できるということになります。

## (2) 著作権侵害

通常の著作権侵害と同様に、民事刑事上の責任追及が可能であり、また、差し止めもできます。あるいは、プロバイダーへの要求や責任追求も前述同様に、可能です。

## (3) ハッカー

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（不正アクセス禁止法）により規定されています。禁止される行為は、

- ①他人のIDやパスワードを用いて侵入する。
- ②セキュリティーホールを突いて侵入する。
- ③他人のIDやパスワードをその他の人に広める。

なお、システムへの不正侵入（ハッカー行為）は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金となっています。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

## 事務局コラム 第18回 「クジラ」

S. K

みなさんは『クジラ』と聞いて何を思い浮かべますか？私はディズニーのピノキオの中に出てくる大きなくじらを思い浮かべます。真っ黒い体で何もかも飲み込んでしまう。ピノキオのゼペットじいさんも船ごと飲み込まれてしまいました。クジラは『地球最大の哺乳類』。威圧感があり、貫禄タップリの生き物というイメージでした。

しかし、沖縄のホエールウォッチングでクジラを見た時、そのイメージは大きく覆されました。「何と身体能力の高い魅力的な生き物なのだ！」と。種類は『ザトウクジラ』でしたが、沢山の見事なパフォーマンスを披露してくれました。

ブリーチ（背面飛び）、テイルスラップ（尾びれを叩きつける）、ペックスラップ（胸びれを打ちつける）、ブロウ（潮吹き）等々。

潮吹きを発見したら、クルーザーが現場へ

急行。2階サイド前方にいた私達は何度も海水を被りましたが（一度は頭から）、クジラの為なら気にもならず、ダイナミックなパフォーマンスに見入っていました。初めての沖縄旅行で感動的な体験をし、心にタップリの栄養を蓄える事が出来ました。

お天気も良く、海の色も大変綺麗な一日でした。日焼け対策を怠っていた私が、その夜のお風呂上り、鏡の中に『赤オニ』を発見したのは言うまでもありません。



迫力のジャンプ



## 法律事情なう

### ◆企業法務セミナー開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非、ご活用ください。

#### ・第8回：平成25年5月23日(木)

講師 所長・弁護士 山下江 「職場を原因とするうつ病と会社の責任～メンタルヘルスについて～」

日時：平成25年5月23日(木)18:30～20:30

会場：広島パシフィックホテル(中区上八丁堀8-16)

受講料：顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

特典：セミナー後1ヶ月以内の相談が1時間無料

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

#### ・第9回：平成25年9月26日(木)

講師 弁護士 田中伸 テーマ“不正競争防止法”

### ◆FMちゅーピー「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～課外版」のご案内

山下江法律事務所所長の山下江が毎月第3水曜日18:30から、紙屋町のウエストプラザビルで、座談会的法律相談を開催します。

#### 第2回：平成25年5月15日(水)

- ・死亡した父の借金取り立てが来た！
- ・生命保険金は遺産分割の対象となりますか？

#### 第3回：平成25年6月19日(水)

- ・弟から遺留分の請求が・・・
- ・遺留分を放棄することは可能？

☞詳細は、当事務所サイト(トップ)お知らせをご参照ください。

### ◆後遺障害特別相談会開催のご案内

5月21日(火)10:00～18:00、後遺障害に詳しい方を県外からお招きし、後遺障害の無料相談会を開催します。事前申込みが必要です。☞詳細は、当事務所交通事故サイト(トップ)をご参照ください

### ◆相続アドバイザーによるママのための「相続」講座

去る4月23日、山下江法律事務所の秘書部長でママさん相続アドバイザーの今井絵美による「お



金持ちだけじゃない！知っておかなきゃ ママのための「相続」講座」が、キャンセル待ちの出る大盛況となりました。子育て世代が相続について考える良いきっかけになったようでした。

### ◆「働く女性の就業継続応援事業研修報告会」

事務所内研修で前出の今井絵美が、「働く女性の就業継続応援事業研修報告会」



を実施し、秘書総勢 23 名が参加しました。時間管理などを学ぶ有意義な研修となりました。

### ◆伊勢丹府中店で山口亜由美作品展を開催

山下江法律事務所の経営企画部長山口亜由美の作品展が、2013年6月12日(水)～18日(火)、東京の伊勢丹府中店アートギャラリーにて開催されます。



山下江法律事務所  
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652

電話受付：年中無休 7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応